

配布：一般
A/HRC/1/G/3
2006年6月26日
原文：英語

在ジュネーブ国際機関日本政府代表部より人権委員会事務局に宛てた口上書

現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連の不寛容に関する特別報告者、
ドウドウ・ディエン氏の報告書に関するコメント

(要旨)

日本政府は、現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連の不寛容に関する特別報告者（以下「特別報告者」）であるドウドウ・ディエン氏による、2005年7月の来日を歓迎した。日本政府はまた、同訪問に関する詳細な報告書（E/CN.4/2006/16/Add.2、以下「報告書」）の作成における特別報告者の努力に対し、敬意も表している。

日本は人種差別と闘うためにあらゆる措置をとってきた。日本は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に加入している。日本の法体系における最高法規である日本国憲法は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定め、いかなる差別もなく、法の下での平等を保障しているところである。上記の憲法上の諸原則に基づき、日本はいかなる形態の人種・民族差別もない社会を実現しようと努力してきている。

この一環として、日本は我が国におけると同時に国連の場における人種差別の根絶に対しても積極的姿勢をとり、特別報告者の活動に全面的に協力してきた。特別報告者の来日の折には、地方政府も含む日本政府は可能なかぎり訪問先の便宜を図り、特別報告者と意見を交換し、また特別報告者の帰国後にも要請に応じて情報を提供することによって寄与してきた。

しかしながら日本政府は、報告書について次のような若干の懸念を表明したい。

第1に、報告書には特別報告者の権限を超えた記載が数多く見られる。特別報告者の権限は、「現代的形態の人種主義、人種差別、黒人、アラブ人およびムスリムに対するいずれかの形態の差別、外国人嫌悪、黒人嫌悪、反ユダヤ主義ならびに関連の不寛容の発生……ならびにそれらを克服するための政府の措置について検討する」ことである（E/CN.4/RES/1994/164）。しかし、たとえば特別報告者は、人種差別の問題とは何の関係もない、沖縄の軍事基地の問題についても報告している（パラ6、51、52、88）。また、第2次世界大戦中の「強制労働」（パラ8）や「従軍慰安婦」（パラ59、82）など、「現代的形態の」差別の問題とは何の関係もない過去の問題についても報告している。人権委員会から付与された特別報告者の権限は、世界中で生じているさまざまな人権問題を解決するために注意深く決定されたものである。日本は、特別報告者はその権限にしたがい、かつその権限内で行動すべきであると信ずる。日本は、特別報告者の権限を超えるコメントは不適切であると考えられるものである。

第2に、報告書には事実誤認が少なくなく、また勧告の多くはこれらの事実誤認に基づくものである。たとえば特別報告者は、国内法規で人種差別を禁止する唯一の条文は憲法第14条だが、裁判所はこの条文の自動執行性を認めていないとし、被害者に司法的救済を提供する条項は国内法には存在しない（パラ11）と報告して、これに基づき、「政府および国会は、緊急事項として、……人種主義、差別お

¹ 訳注：報告書の当該部分（パラ11）は、ディエン特別報告者によって2006年3月31日付けで出された正誤表（E/CN.4/2006/16/Add.2/Corr.1）により、「人種差別は憲法第14条によって禁止されているが、裁判所はその自動執行性を認めていない。また、人種差別を限られた範囲で禁止する法律もいく

よび外国人嫌悪を禁止する国内法の採択に取り組むべきである」と勧告している（パラ 76）。しかし、憲法第 14 条の趣旨は、民法の規定を通じて私人間の関係にも適用されると解釈されているところである。事実、裁判所において、私人間の行為が差別を理由として無効であると判断された事案が存在する。また、人種差別を理由として損害を受けた被害者は、民法その他の法律の規定にしたがって損害賠償請求をすることが可能である。したがって、この点に関する特別報告者の記述は正確ではない。

特別報告者は、「沖縄の人びとのなかには、……沖縄が独立領になることを望む者もいる」と報告している（パラ 53）。しかし、日本政府は特別報告者が報告書執筆前に沖縄を訪問したという情報を得ていないし、また地方自治体としての沖縄県はそのような見解をとっていない。したがって、このような意見は沖縄県民の意見を代表するものと見なすことはできない。

さらに、特別報告者は税制（パラ 57）や労働法（パラ 67）において外国人差別が存在するとしているが、これらの指摘は不正確である。また、歴史教科書の内容および日本における教科書検定制度についても事実誤認が少なくない。たとえば特別報告者は、歴史教科書に「植民地時代および戦時に関連して日本が行なった犯罪……に関する説明を記載すべきである」（パラ 82）と勧告している。しかし、過去の一定期間に日本が多くの国々 とくにアジアの国々 の人々に加えた相当の危害について記述していない歴史教科書は、日本には存在しない。同様に、特別報告者は「学校教科書の内容について地域で決定することができ、国レベルでの統制がなんら行なえない」として、国レベルで法規定を採択するよう勧告している（パラ 82）²。しかしこの勧告は、日本の教科書検定制度を正確に理解することなく行なわれたものであるように思われる。日本の教科書検定制度においては、教科書出版社と執筆者が教科書草稿を作成・編集し、それを政府が検定する。そのうえで、認可を受けた教科書のなかから地方自治体が使用教科書を選ぶのである。

以上に述べたことはほんの数例である。この要旨に続き、日本政府は各パラグラフについて詳細なコメントを行ないたい。この要旨を締めくくるにあたり、日本は、一人ひとりが個人として尊重され、その人格を完成させられるような社会を達成するためにひきつづき努力していくことを申し添える。

現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連の不寛容に関する特別報告者、 ドゥドウ・ディエン氏の報告書に関するコメント

1. パラ 3（東京都知事との面会）

パラ 3 において、特別報告者は「高い地位にある多くの公的人物、とりわけ東京都知事と面会できなかったことは遺憾である」と述べている。

しかし、特別報告者が石原慎太郎知事と面会できなかったのは、知事の多忙なスケジュールに関わりなく特別報告者が特定の日時における会見を求め、融通をきかせなかったことが原因である。上記の記載は、知事が特別報告者との会見を拒否したという誤った印象を与えかねない点で、不適切であり、誤解を招くものである。

つかあるが、適用範囲・効力ともに不十分である。」「人種差別の撤廃をとくに目的とし、被害者に十分な司法的救済を提供する法律は、現時点では存在しない。」と修正されている。日本政府のコメントはこの修正に基づいていない。

² 訳注：報告書の当該部分（パラ 82）は、ディエン特別報告者によって 2006 年 3 月 31 日付けで出された正誤表（E/CN.4/2006/16/Add.2/Corr.1）により、「学校教科書の内容の決定が、国レベルでの説明責任を問われることなく行なえることを懸念する。」「上記の最低限の内容上の要件が学校教科書に盛り込まれることを保障するために、学習指導要領を改訂するよう勧告するものである。」と修正されている。日本政府のコメントは、この修正に基づいていない。

2. パラ 8 (在日コリアンの強制連行)

特別報告者の権限を考慮すれば、「過去の植民地支配」に関わるこのパラグラフは特別報告者の権限を超えている。したがってこのパラグラフの内容についてコメントする必要はないが、日本政府としては、参考までに次の問題を指摘しておく。

日本における朝鮮半島出身者の人数は 1939 年末の時点でおよそ 100 万人であり、1945 年の第二次世界大戦終了時には 200 万人に達した。報告書は、第二次世界大戦中にコリアンが戦争協力を強制され、また 1945 年には日本で 200 万人のコリアンが強制労働を課されていたとしている。しかし、1939 年から 1945 年の間に生じた 100 万人の増加のうち約 70 万人については、職を求めて来日した自発的移民と、出生による自然増によるものである。残りの 30 万人のうちほとんどは、鉱山・建設企業からの応募に、自発的契約に基づいて応じた人々だった。国民徴用令に基づいて徴用された者はほとんどおらず、計 600 万人のコリアンが強制労働を課されたという報告書の記述は根拠を欠く。指定の支払いは適正に行なわれた。

国民徴用令は基本的に、日本国民全員と、当時は日本国民であった朝鮮半島居住者への適用が意図されていたものである。日本では 1939 年 7 月に施行されたが、朝鮮半島への適用は可能なかぎり先送りされ、1944 年 9 月になって初めて朝鮮半島で施行された。いわゆる「朝鮮半島出身の労働者」が日本に送られたのは、1944 年 9 月から 1945 年 3 月までの間のことに過ぎない。これとの関係で、1945 年 3 月以降は、下関(日本)と釜山(朝鮮半島)との間の交通が停止されたため、同令の適用は実際上不可能であったことも留意されるべきである。

3. パラ 20 (被差別部落の子どもの高校進学率と雇用)

同和地区(部落)における子どもの高校進学率と雇用については、報告書で挙げられているいずれの数字も、1965 年に行なわれた同和対策審議会のデータからとられたものである。同和地区と京都府のそれ以外の地域との間における子どもの高校進学率格差の問題が解決されたと結論づけることはできないが、現在は縮小している。

4. パラ 33 (京都府における在日コリアンへの差別)

報告書は、京都府が、京都における最も重大な差別問題はコリアンに対する差別であり、この点に関しては外国人嫌悪のおそれもあると述べたとしている。しかし京都府はこのような説明を行っていない。京都府が特別報告者に対して述べたのは、人権問題、とくにコリアンに対する人権問題が京都府に依然として残っているのは非常に遺憾であるということ、また、外国人犯罪に関するニュースがマスメディアで広く報じられることにより、日本人が外国人を拒否するようになるのではないかと懸念があるということである。

5. パラ 51 - 53 (沖縄)

沖縄に関する報告は一方的な立場から書かれている。報告書は、沖縄に対する「人種差別」が存在するとの主張について十分な根拠を説明していない。また、報告書で指摘されているような事項を「人種差別」の問題ととらえることは適切ではなく、したがってこれは特別報告者の権限を超えるものである。特別報告者の権限を超える事項についてコメントする必要はないが、日本政府としては、参考までに次の事実誤認を指摘しておきたい。

- パラ 51 の第 1 文と第 2 文においては、沖縄に対していわゆる差別的な政策がとられており、また政府は沖縄とめったに協議しない旨の記述があるが、政府は沖縄について、「沖縄振興開発計画」(本土との経済格差の縮小を目的としたもの)の策定、沖縄政策協議会(全閣僚および沖縄県知事を構成員とし、沖縄に関する基本政策を審議するためのもの)の設置、沖縄振興開発特別措置法(経済的自立の促進)の制定など、一連の対応をとってきた。
- 沖縄に米軍基地が差別的なほど集中しているとするパラ 51 の第 3 文については、確かに在日米軍基地の 75%が沖縄に位置しているものの、それは地政学的・軍事的理由によるものであって、日本政府の差別的意図によるものではない。また、政府は米軍基地により生ずる沖縄県民への負担を着実に軽減してきた。このような取り組みの例としては、1995 年の S A C O (沖縄に関する特別委員会)最終報告、現在進行中の兵力態勢再編などがある。

- パラ 51 の後ろから 2 番目の文は航空機・ヘリコプターの騒音を理由とする訴訟に関するものであるが、実際には、かかる訴訟においてはすべて原告有利の判決が出され、過去に受けた損害の回復が認められてきた。この点、政府は空軍基地近辺の住居・学校で騒音軽減措置をとっており、米政府とも航空機騒音規制措置について合意したことに留意すべきである。
- ヘリコプターの墜落に関するパラ 52 の第 2 文について、警察は報告書が示唆するように追い出されたわけではなく、事故現場の保全および事故原因の調査は、米軍地位協定にしたがい、かつ日米合同委員会が同協定にしたがって適切と考えるやり方で、日米両政府によってしかるべく実施されたものである。原告に対しては、柔軟かつ迅速なやり方で損害賠償が行なわれた。また、1972 年から 2005 年にかけて沖縄で発生した航空機墜落事故の件数は、報告書が述べるように 338 件ではなく、25 件である。
- 米軍関係者が関わった事件に関するパラ 52 の末文について、このような事件の防止のために政府、沖縄県および米国との間で定期会合が持たれており、また米国は外出制限や基地外のパトロールなどの措置をとってきた。実際、地元警察によれば、このような事件の件数は 2004 年以降減少傾向にある。
- 沖縄の人びとのなかには沖縄が独立領になることを望む者もいると述べたパラ 53 について、沖縄県はそのような見解をとっておらず、したがってこのような意見は沖縄県民の意見を代表するものと見なすことはできない。

6 . パラ 54・55 (ウトロ)

日本国際航空工業は、当時の国策にしたがって軍用飛行場を建設するため、現在ウトロ地区と呼ばれている土地を取得した。ウトロは同社が雇用するコリアン建設労働者の居住区域であった。したがって、「日本政府によってこの地域に配置されたコリアン・コミュニティ」という報告書の記載は不正確である。また、「終戦後、この地は契約者（現在の日産車体株式会社）によって所有され続けてきた」との記載は、事実を的確に述べたものではない。これでは、戦前は日本政府がこの土地を所有しており、終戦後に契約者が土地を取得したという誤解を招きかねないためである。

報告書は、「公的機関がウトロを訪れたことはない」としている。我々は、「公的機関」とは日本のあらゆる行政機関を意味するものと理解する。このような記載によって特別報告者が何を意図していたのかは明確ではないが、地方の公的機関(宇治市等)は上水道整備を通じてウトロとの関係を有しており、したがってこのような記載は不正確である。

家屋の撤去および土地の明渡しの問題については、最高裁判所が 2000 年 11 月に地権者有利の判決を言い渡している。政府は司法機関の判決を尊重しなければならない。

7 . パラ 57 (外国人学校)

報告書は、「朝鮮学校の主な懸念は、日本の公的機関による認可を受けていないことである。朝鮮学校の学生には、日本の学校や大多数のインターナショナルスクール・外国人学校から卒業証書の発行を受けた学生たちのように、大学入学試験の受験資格を自動的に認められるわけではない」と述べている³。しかし大学入学試験の受験資格については学校教育法第 56 条および同法施行規則第 69 条に定められており、日本の高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に対して受験資格が認められているところである。したがって、朝鮮学校が他の外国人学校と異なる差別的処遇を受けているわけではない。日本の大学入学試験の受験資格が認められるインターナショナルスクールは、国際的な評価団体による認定を受けたものか、母国の学校で提供されている教育と法的に同等のものであるとして学校教育制度において位置づけられた教育を行なっているものに限られている。

報告書はまた、「最後に、親が朝鮮学校に寄付をしても免税措置の対象とされないが、他の外国人学校への寄付には免税措置が適用される」とも述べている。しかし、日本の現行税制において朝鮮学校が日本の他の外国人学校から区別されているわけではなく、朝鮮学校が差別的に取扱われているわけでも

³訳注：報告書の当該部分(パラ 57)は、ディエン特別報告者によって 2006 年 3 月 31 日付けで出された正誤表(E/CN.4/2006/16/Add.2/Corr.1)により、「朝鮮学校の主な懸念は、日本の公的機関によるしかるべき認可を受けていないことである。」と修正されている。日本政府のコメントは、この修正に基づいていない。

ないのであるから、これは明らかに事実を誤解したものである。ただし、一定の要件を満たした外国人学校への寄付については、免税が受けられる場合がある。

8. パラ 59 (いわゆる「従軍慰安婦」問題)

このパラグラフにおける記述は特別報告者の権限とは何の関係もない。したがってこのパラグラフにおける報告内容についてコメントする必要はないが、参考までにコメントしておけば、「従軍慰安婦」を「性奴隷制度」ととらえるのは不適切である。また、他の記述にも事実誤認が含まれており、これも不適切である。

日本政府は、「従軍慰安婦」として数多くの苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、1993年8月4日の河野洋平内閣官房長官談話など多くの機会に、心からのお詫びと反省の気持ちを申し上げてきた。

日本政府は、第二次世界大戦で生じた賠償、財産および請求権の問題について、サンフランシスコ講和条約その他の関連条約・協定・文書の規定にしたがって誠実に対応してきた。いわゆる「従軍慰安婦」の問題を含む諸問題は、これらの条約・協定・文書によって法的に解決済みである。

しかし日本政府は、その道義的責任を果たすため、日本国民とともに、元「戦時従軍慰安婦」の方々から心からのお詫びと反省の気持ちを表明するために何が出来るかを真剣に議論し、1995年には、元「戦時従軍慰安婦」の方々に対して日本国民からの償いをするためにアジア女性基金(AWF)が設立された。

AWFは、日本国民の寄付により285名以上の元「戦時従軍慰安婦」の方々に200万円の償い金を支払い、また日本政府の財政支援を得て医療・福祉支援事業も実施してきた。償い金の支払いと医療・福祉支援事業が実施された際には、内閣総理大臣が日本政府を代表して書簡を送り、元「戦時従軍慰安婦」の方々一人ひとりに対して直接お詫びを反省の気持ちを表明した。

報告書は、「来年度から使用される学校教科書には『慰安婦』に関するいかなる記述も含まれない」としている。しかしこれは事実を誤解するものである。2006年度に中学校・高校で使用予定の歴史教科書のなかには「従軍慰安婦」について触れているものも存在する。

9. パラ 60 (外国人犯罪)

報告書は、「警察は、外国人を窃盗犯と同一視するポスターやチラシを配布している」と述べている。しかし、警察が外国人を窃盗犯と同一視するポスターやチラシを配布した事実はない。したがってこのような記述は誤りである。

報告書はまた、「警察庁の記者発表は、外国人犯罪が悪化しているまたは広がっていると述べることにより、日本の治安問題は外国人に責任があるという誤った印象を広め、刑事犯罪における外国人の役割を誇張している。現実には、2003年における外国人刑法犯の割合は2.3パーセントに過ぎなかった」とも述べている。来日外国人(すなわち永住者、日本に駐在する米軍関係者および在留資格が明確な者を除く外国人)による犯罪が全犯罪に占める割合は2.3パーセントだが、外国人による犯罪件数は27,258件であり、外国人検挙者数は8,725人である。これらの数字は対前年比10パーセント増であり、過去最高を記録した。1993年に比べて件数は倍増しており、検挙者数は1.2倍である。警察は、来日外国人による犯罪が悪化しつつあると認識している。また、来日外国人犯罪者や、これと協力して犯罪を行なう日本人構成員を抱えた犯罪組織が治安の悪化の要因のひとつであるとも認識しているところがあるが、多くの善良な外国人が我が国の治安問題の原因であるかのようにほめかしてはいない。警察は、犯罪抑止のため、客観的データに基づいた分析を公表している。「誤った印象を広め」という記述は明らかに誤りである。

10. パラ 62 (東京都知事の差別発言)

パラ 62は、「選挙によって選ばれた公務員が、外国人に対する外国人嫌悪的・人種主義的発言を行ないながら何のとがめも受け」ていないという主張の例証として、石原慎太郎都知事の2つの発言を引用している。しかし最初に引用されている発言に関しては、知事の発言は、日本に不法に入国・在留する者による犯罪発生件数の多さを踏まえた、東京における公の安全と治安の悪化をめぐる懸念から出たものである。知事の言葉を不正確に引用することにより、特別報告者は発言の真意をゆがめている。

2番目の発言については、知事はまず不法滞在者による犯罪の現状を指摘したうえで、このような問題意識に基づき、「少子化、年齢集団のバランスの悪さ、……不法滞在者の問題に対応するために、そろそろ歴史的根柢のないおかしな民族意識の幻想を捨てて、新たな国家的繁栄を達成するために前向きな移民政策を実施しなければならない」と主張したものである。特別報告者は、発言全体の文脈を踏まえた知事の真意を理解していない。

また、日本においては言論・表現の自由が全面的に保障されているので、いかなる団体であれ、知事の発言に関する意見を公に表明することが可能である。「その影響を受ける集団もこれらの発言を告発できない」という記述は事実を反映していない。

特別報告者はまた、NGOである「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」から提供された情報を用いて知事の発言を引用している。我々は、特定のNGO一団体のみが挙げたものを知事の発言として国連人権委員会への報告に含めるのは、不適切かつ不公正であると考える。

11. パラ 67 (外国人の労働環境、医療へのアクセス)

日本の健康保険制度は、患者の国籍に関わらず、平等原則に基づいて適用されている。被用者が加入する健康保険については、健康保険の対象となる職場で働いている者であれば国籍に関わらず加入資格を有する。健康保険に加入していない者が加入できる国民健康保険については、日本に住所を有する者であれば、国籍要件などの人種的・民族的差別なしに加入資格を有する。

労働法も、日本国民と外国人を区別することなく労働者を保護することを目的としている。

12. パラ 68 (インターネット上の差別メッセージ)

電気通信事業者等から構成される日本の業界団体はガイドラインを設け、加盟業者がその約款において、他人の権利を侵害する差別的内容を含む不法・有害情報に関する措置について規定するよう定めている。また、ガイドラインを広く周知するとともに、インターネット接続事業者やガイドライン利用者への支援も行なっているところである。

このような措置に加えて、事業者側では、他人の権利を侵害する差別的情報の流布等の場合、約款に基づく削除などの適切な措置が電気通信役務提供者によってとられている。

また、2001年3月に施行された「特定電気通信役提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(平成13年法律第137号、以下「プロバイダ責任制限法」)においては、情報の流通によって他人の権利が侵害される場合、i) 当該情報を削除または放置した電気通信役務提供者の責任が制限されること、ii) 当該情報によって権利を侵害された者は役務提供者に対し発信者情報の開示を請求できることが定められている。このように、同法はこれらの事案において自発的措置をとるよう電気通信役務提供者に促すものである。

プロバイダ責任制限法の制定とともに、2002年3月に開かれた電気通信事業者協会等の会議で「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」が取りまとめられた。ガイドラインにおいては、特定電気通信による情報の流通により名誉を毀損され、またはプライバシーを侵害された申立者からの送信防止措置の要請を受けた場合に電気通信役務提供者のとるべき行動基準が明確化されている。ガイドラインは2004年10月に改訂され、法務省人権擁護機関がインターネット上に掲示された名誉毀損およびプライバシー侵害に係る情報の削除を要請する手続を定めることにより、より実効的な救済の枠組みが整えられた。

13. パラ 72 (マイノリティに関する歴史の記述・教育)

報告書は、「たとえば部落の人びとについていえば、部落差別の歴史的起源が封建時代における分業のあり方と結びついていることは、現在、若い世代の教育において重要視されていない」と述べている。しかし、日本は2002年、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・人権啓発基本計画」を策定した。部落/同和問題も、明確な人権問題のひとつとして同計画で取り上げられているところである。日本においてはこの基本計画を検討に置いて人権教育が推進されている。部落の「若い世代の教育において重要視されていない」という一文は、事実ではないので正確ではない。

14. パラ 74 (勧告：人種差別の公的認知と被差別集団の実態調査、政府の政治的意志の表明)

日本は1995年12月15日にあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約を締結した。その前文においては、この条約の締約国は「あらゆる形態及び表現による人種差別を速やかに撤廃するために必要なすべての措置をとること並びに人種間の理解を促進し、いかなる形態の人種隔離及び人種差別もない国際社会を建設するため、人種主義に基づく理論及び慣行を防止し並びにこれらと戦うことを決意」と定められている。この点、日本はすでに差別と闘う意思を表明しており、あらゆる形態の人種差別の根絶のために努力してきたところである。

日本政府は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条に基づき、2002年3月、閣議決定により人権教育・人権啓発基本計画を策定した。基本計画は、同和問題、アイヌの人々・外国人問題といった、取り組みが必要な具体的人権問題を掲げ、このような人々に対する偏見と差別を撤廃するための措置が推進されるべきことを定めている。基本計画に基づく人権教育・人権啓発のための措置は、同法第8条にしたがって、年次報告の形で国会に報告されているところである。

また、法務省人権擁護機関は年間を通じ、人権促進のためのさまざまな活動を全国的に進めている。とくに人権週間(12月4～10日)の間中は、「部落差別をなくそう」「アイヌの人々に対する理解を深めよう」「外国人の人権を尊重しよう」などの強調事項を定めて促進活動を進めてきた。

15. パラ 75 (勧告：公務員による差別的発言への対応)

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第4条(c)は、締約国に対し、国または地方の公の当局による公権力の行使において、人種差別を助長しまたは煽動する措置が認められないことを確保するよう求めている。公の当局が公権力の行使としてまたは措置の一環として差別を助長しまたは煽動すれば、処罰の対象とされることは期待できないためである。日本においては、国または地方の公の当局または機関がその権限に基づいて「人種差別を助長し又は煽動する」法律を制定しまたはそのような措置をとれば、これらの措置は無効であり認められない。憲法で法律の下の平等が保障されており、憲法に反する法律、指示および公権力の行使は無効だからである。日本は条約第4条(c)を遵守し続けている。

16. パラ 76 (勧告：差別禁止・処罰法の制定)

憲法第14条においては人種主義や外国人嫌悪が禁じられている。同条は私人間の関係に直接適用されるものではないが、同条の趣旨は、民法の不法行為その他の事項に関する規定を通じて私人間の関係にも適用されると解釈されているところである。また、人種差別によって損害または被害を受けた被害者は、民法の不法行為条項にしたがって損害賠償を請求することができる。

2003年10月の衆院解散により廃案となった人権擁護法案は、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病および性的指向に基づく差別およびこれらの差別を助長する行動を明示的に禁止することを目的としていた。さらに、簡便、迅速かつ柔軟な救済を提供し、これによって現行制度よりも効果的な制度を設けるために、独立行政委員会である人権委員会の設置も予定されていた。

日本政府は現在、同法案を可能なかぎり早期に国会に再提出するためその見直しを進めているところである。

人種主義、外国人嫌悪およびその他の形態の差別と見なされうる行為は、さまざまな場面で、またさまざまな態様で行なわれる可能性がある。報告書が勧告するように「あらゆる形態の人種差別」を処罰することとなれば、言論・表現の自由等の憲法上の保障の侵害につながるおそれがある。また、かかる刑事立法は適用範囲が著しく不明確であり、憲法第31条から派生する罪刑法定主義の原則にも違反する可能性がある。

人種または国籍によるものを含む差別は憲法第14条で禁じられているので、政府はかかる慣行の廃止・防止に努力すべきであり、現に努力しているところである。同時に、このような目的で刑事罰を活用することは、前述のように重大な憲法上の懸念を引き起こすことも想起されなければならない。刑事罰は人権に強い制限を課すものであるため、立法にあたっては謙抑的であるべきである。

17. パラ 77 (勧告：差別的身元調査の禁止 / ILO111号条約の批准)

日本政府はILO条約を、関連の国内法規と一致していることを確認したうえで批准している。条約の批准の可能性を検討するにあたっては、日本政府は当該条約の目的、内容および意義を考慮に入れているところである。

ILO第111号条約（雇用・職業差別条約）は、雇用および職業に関わる広範な差別を対象としている。日本においては、日本政府によって、関連の労働法規の規定を通じて雇用および職業に関わる差別に対する基本的対策がとられているところである。しかし、日本政府としては同条約の批准は慎重に検討したい。同条約の規定と関連の国内法規との一致に関してさらなる研究が必要なためである。

18．パラ 78（勧告：差別禁止規定を含む人権擁護法の早期制定）

日本政府は現在、法案を可能なかぎり早期に国会に再提出するためその見直しを進めているところである。

19．パラ 79（勧告：国内人権機関のあり方 / 差別問題専管部局の設置）

2003年10月の衆院解散により廃案となった人権擁護法案は、国家行政組織法第3条の2による独立行政委員会として人権委員会を設置することを目的としていた。同委員会には、委員長および委員の任命方法に関わる独立性の付与、委員の地位の保障およびその公的権限の独立性の保障により、パリ原則にしたがって、内閣や法務大臣の影響を排除するための高度の独立性が確保される予定であった。

人権委員会は法務省の外局として設置され、人権の保護を主たる職務とし、人権救済に関する専門的知識および経験を備えたスタッフから構成されることとされていた。また、上述のように、法案では高度の独立性が確保されていたので独立性に関しても問題は生じないはずであった。

さらに、法案においては地方事務所の設置も定められており、委員会は、指定の案件の調査を担当する人権擁護委員に外国人を任命することも可能であるとされていた。また、委員会は差別の問題に対応することとされていた。

日本政府は現在、法案を可能なかぎり早期に国会に再提出するためその見直しを進めているところである。

20．パラ 80（勧告：人種差別と闘う国内行動計画の起草）

人権擁護法案で設置が予定されていた人権委員会は、法案の目的を達成するために必要な事項に関し、内閣総理大臣その他の行政機関の長に対し意見を提出することができるとされていた。

日本政府は現在、法案を可能なかぎり早期に国会に再提出するためその見直しを進めているところである。

21．パラ 81（勧告：「不法滞在者」通報制度の廃止）

入国管理局は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」）第62条第1項に基づき、不法滞在の可能性のある外国人についての情報を電話・郵送で受け付けていた。電子メールで情報を受け付けるのはかかる情報の受け付け方法のひとつとして新たに加えられたものであり、これにより人種主義、人種差別および外国人嫌悪が喚起されまたは助長されるという主張については、そのような意図または事実はない。

入国管理局は、情報受け付けの趣旨をウェブサイトの冒頭で明らかにしており、また適法に滞在している外国人に対する誹謗中傷は固く禁じられていること、誹謗中傷を防ぐために電子メールを送った者のIPアドレスが自動的に取得されることを警告している。入国管理局は、この制度が入管法第62条第1項に定められた趣旨から逸脱することのないよう注意深い運営も図っており、制度の誤用・濫用や誹謗中傷の喚起を防止しているところである。

電子メールで受け付けた情報は、電話・郵送で受け付けた情報と同様、開示することなく慎重に検討し、十分な調査の対象とされる。その後、当該情報は、外国人の排除の問題や人権問題を引き起こすことがないように万全を期したうえで活用される。

日本の出入国管理行政は、我が国の出入国管理政策の一環として、不法滞在外国人数を半減するための強力な措置の促進を通じて治安回復を図ることのみならず、あらゆる外国人の受入れについて日本社会に悪影響を及ぼす不法滞在外国人の減少を通じ、外国人が容易に受け入れられるような環境を整えることによって、外国人を広く受け入れることも目指すものである。

電子メールによる情報の受け付けはこのような出入国管理政策上の意図に基づくものであり、人種主義、人種差別および外国人嫌悪を助長するものではない。入国管理局による同制度の廃止は不必要であ

る。

22. パラ 82 (勧告：歴史教科書の見直し)

報告書は、「教科書に、植民地時代および戦時に関連して日本が行なった犯罪……に関する説明を記載すべきである」と述べている。我が国には、過去の一定期間に日本が多く国々 とくにアジアの国々 の人々に加えた相当の危害について記述していない歴史教科書は存在しないのであるから、この要請は現実の誤解に基づくものである。

さらに、報告書は同和地区(部落)の人々、アイヌの人々、沖縄の人々、コリアンおよび中国人に関して、「政府に対し、……これらの集団が受けてきた差別の淵源と理由の視点から、これらの集団の歴史および文化に関する詳細な項目を含めるために、そのような教科書の改訂を進めるよう促す」と述べている。マイノリティ差別の問題については公民教科書で触れられているにも関わらず、この要請ではかかる現実が無視されているのである。

報告書は加えて、「学校教科書の内容について地域で決定することができ、国レベルでの統制がなんら行なえない」と述べている。しかし、これは教科書の認可・採択に関する日本の制度を誤解したものである⁴。日本の制度においては、民間の教科書出版社が教科書を編集し、政府(文部科学省)の認可を得て、認可を受けた教科書のなかから地方自治体が使用教科書を選ぶのである。

このパラグラフは、パラ 59・72 とともに、上述のような日本の教科書認可制度および教科書の記述に関わる状況を誤解し、また誤って描き出したものである。

23. パラ 84 (勧告：被差別集団の文化促進プログラム)

同和地区の低い経済水準、生活環境等の改善を通じて同和地区(部落)の人々に対する差別の問題を解決するため、政府は同和对策事業特別措置法、地域改善対策特別措置法、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の特別三法を制定し、30年以上にわたって諸措置を積極的に推進してきた。

我々は、同和地区の人々の生活条件改善のためのインフラ整備を含め、同和地区の人々に対する差別の問題を解決するために政府と地方公共機関の双方が進めてきた長期的活動の結果、諸側面における格差は大きく縮小してきたと考えるものである。また、差別意識緩和のための教育・啓発も諸計画に基づいて推進されてきており、人々の間の差別意識が少なくなってきたのは確かであるとも考える。

24. パラ 85 (勧告：アイヌ民族に対する先住民族としての権利の保障)

日本政府は、アイヌの人々がアイヌ語や独自の風習・慣習といった特有の文化を発展させてきており、いわゆる「和人」到着前に北日本、とくに北海道に居住していたことを歴史的事実として認めている。

ILO第169号条約は、先住民族および種族民の社会的・文化的アイデンティティを尊重するよう定めたものである。同条約には、ILOの権限を超えて労働者保護以外の多くの規定が含まれており、また日本の法律に抵触する規定を依然として含んでいるため、日本が直ちに批准するにはあまりにも多くの困難があるととらえられている。

このような状況にあって日本政府は同条約を直ちに批准することができず、慎重に検討する必要性を認めているため、アイヌの人々が同条約に定義される「先住民族」にあたるかどうか、また同条約に定義される「先住民族」が日本に存在するかどうかを、日本政府として明確に表明できる現状にはない。

25. パラ 89 (勧告：朝鮮学校に対する差別的処遇の廃止)

特別報告者は、「特に朝鮮学校は、ほかの外国人学校と同等に、また日本にコリアンが存在することの特別な歴史的状況を考慮すればなおさら、助成金その他の財政的援助を受け取れるようにされるべきであり、また朝鮮学校の卒業証明書が大学入学試験受験資格として認められるべきである」と述べてい

⁴訳注：報告書の当該部分(パラ 82)は、ディエン特別報告者によって2006年3月31日付けで出された正誤表(E/CN.4/2006/16/Add.2/Corr.1)により、「学校教科書の内容の決定が、国レベルでの説明責任を問われることなく行なえることを懸念する。」「上記の最低限の内容上の要件が学校教科書に盛り込まれることを保障するために、学習指導要領を改訂するよう勧告するものである。」と修正されている。日本政府のコメントは、この修正に基づいていない

る⁵。しかしこれは明確な事実誤認である。日本の大学入学試験受験資格は、この文書のパラ 8 で述べたように、朝鮮学校を他の外国人学校と区別しておらず、また差別的な取扱いもしていない。

さらに、朝鮮学校への財政的援助については、一部朝鮮学校は都道府県知事から「各種学校」の認可を受けており、地方自治体の裁量によってこれらの学校に援助が与えられている例も存在する。

26. パラ 90 (勧告：在日コリアンの子どもに対する人種主義的暴力への対応)

人種主義的動機に基づく暴力行為は刑法の処罰対象である。政府はこのような事件に対し、刑法その他の刑事法に基づいて適切な措置をとっており、事前防止のための教育的措置も実施している。

在日コリアンの子ども・生徒に対する暴力行為やいやがらせを防止するため、法務省人権擁護機関はこれらの暴力事件に関する情報を迅速に収集し、路上での差別の防止についての注意喚起、広報冊子の配布、在日コリアンの子ども・生徒が多く利用する通学路や公共交通機関におけるポスターの掲示により、積極的な意識啓発活動を実施した。政府は、人権侵害が疑われる事件についてひきつづき調査を行ない、適切な措置を実施するとともに、関係者間で人権尊重意識を高めるための努力を行なっていく所存である。

27. パラ 91 (勧告：無年金在日コリアンの救済措置)

日本の国民年金制度は社会保険制度であり、拠出を行ない、定められた条件を満たした者に対して支給が行なわれる。したがって、制度への加入および拠出を行っていない場合、支給は行なわれないのが原則である。

また、外国人が年金を受け取れない場合に年金制度から何らかの支給を行なう特則を設けることもできない。その理由は次のとおりである。

- 難民の地位に関する条約（1982 年締結）によって外国人が義務的に対象とされた場合について、同条約は、将来の社会保障について外国人に自国民と同等の待遇を与えるよう締約国に要請しているものの、批准前の出来事を考慮するようには求めている。
- 長期にわたって同制度に拠出してきた同年齢の日本人にとって公正を欠く。

また、日本の厚生年金制度は 1942 年に設けられたので、外国人を含むあらゆる被用者を対象とし、平等な処遇を行なっている。

28. パラ 92 (勧告：ウトロ在住在日コリアンの居住権保障)

財産および請求権に関わるあらゆる問題は、1965 年の「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」により、完全かつ最終的に解決済みである。

本件については、この文書のパラ 7 で述べたように、地権者が家屋の撤去と土地の明渡しを住民に対して請求し、最高裁が 2000 年 11 月に地権者有利の判決を言い渡したところである。政府は政府は司法機関の判決を尊重しなければならない。

政府は、本件は基本的に民事事件であり、住民と地権者との間で解決されるべきものと理解している。政府としては、本件が相互に納得のいく形で可能なかぎり早期に解決されることを期待するものであり、今後も注視していく所存である。

また、ウトロに関わる報告と勧告は宇治市役所への訪問または直接の協議による調査を経ずに書かれた可能性が高く、したがって報告書には十分に正確ではない側面が含まれている場合がある。

29. パラ 94 (勧告：外国人差別の根絶 / 公共の場所へのアクセス保障)

このパラグラフにおける記述は、政府が外国人を差別的に取扱っているという誤った印象を与えかねないものである。雇用分野においては、人種・国籍を理由とする労働条件や就職斡旋業における差別的

⁵ 訳注：報告書の当該部分（パラ 89）は、ディエン特別報告者によって 2006 年 3 月 31 日付けで出された正誤表（E/CN.4/2006/16/Add.2/Corr.1）により、「とくに朝鮮学校は、他のインターナショナル・スクールと同等に、また日本にコリアンが存在することの特別な歴史的状況を考慮すればなおさら、助成金その他の財政的援助を受け取れるようにされるべきであり、また朝鮮学校の卒業証明書が大学入学試験受験資格として認められるべきである。」と修正されている。日本政府のコメントは、この修正に基づいていない。

取扱いは禁じられている。

社会保障制度については、締約国は外国人に対して国民と同一の制度を適用し、また必要な社会保障手当を保障するよう国際的に要請されているところである。したがって日本においては、制度の趣旨および要件に該当する外国人に対しては、日本国民と同一の社会保障制度を適用している。

住宅については、公営住宅法、住宅地区改良法、独立行政法人都市再生機構法、地方住宅供給公社法、住宅金融公庫法において、公営住宅の入居者の募集・資格・選抜について公正な手続と要件が定められているところである。

政府は公営住宅関係機関に対し、外国人登録法第4条第1項にしたがって居住自治体において住所と在留資格を登録している外国人については、日本国籍の住民と同じ入居申込み資格が適用されるべきことを通達してきた。実務上、外国人の取扱いは当該通達を十分に遵守して行なわれている。

民間の住宅については、政府は、人種・民族に基づいて入居者の選別を行なうなどの差別的行為を行なうことのないよう、日本賃貸住宅管理協会などの賃貸人団体を通じて賃貸人を指導している。

30. パラ 95 (勧告：文化を通じた外国人差別との闘い)

第1に、文明間・文化間の対話は日本の文化外交における優先課題のひとつである。日本政府は文化の違いの克服のために種々の取り組みを行なってきており、外国文化を受け入れ、他の文化を相互に尊重しながら伝統的価値観を維持する面での日本の経験を紹介してきた。

日本政府が主催・後援した関連事業としては次のようなものがある。

- 世界文明フォーラム 2005
- 国際文化フォーラム
- 中東文化交流・対話ミッション
- 日本・アラブ対話フォーラム
- 文明間の対話：イスラム世界と日本

第2に、文化交流の推進においては相互理解がもっとも重要な要素のひとつであるので、日本政府は、外国文化を日本社会に紹介するさまざまなイベントを主催してきた。そのいくつかの例としては次のようなものがある。

- 中東文化・社会講座
- アジア文化・社会講座
- アフリカンフェスタ
- ヨーロッパ秋まつり in 日比谷

第3に、日本政府の数多くの海外施設に設けられた日本文化広報センターや日本財団海外事務所が、日本の文化・社会・歴史に関する理解推進に積極的に取り組んでいる。

日本は外国人に対する偏見に対応するさまざまな文化的取り組みを行なってきており、文化間コミュニケーションはひきつづき日本の文化外交の優先課題のひとつである。

仮訳：平野裕二 / 反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC)

* 訳注ならびに各パラグラフ番号の後の () 内小見出しは、IMADR-JC 事務局によります。